

2009年3月16日

お客さま各位

オリックス信託銀行株式会社

投資信託取引に関する証券税制改正に伴うお取り扱いについて

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、オリックス信託銀行をご利用頂き誠にありがとうございます。

さて、証券税制改正に伴い、2009年1月より公募株式投資信託換金時の税金の取扱いが変更されておりますので、ご案内申し上げます。詳細につきましては、下記をご覧くださいませようよろしくお願い申し上げます。

なお、当社では、特定口座の取扱いはなく、すべて一般口座での取扱いとなっておりますので、公募株式投資信託の換金または償還の時に利益があった場合には、原則として確定申告が必要となります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

公募株式投資信託の換金または償還の時に利益があった場合には、原則として確定申告が必要となりました。

- ・ 2008年末までは、解約、償還の時の利益に対する税金は、配当所得として源泉徴収され申告不要制度が適用されていましたが、2009年1月以降は、譲渡所得として申告分離課税となり、原則として確定申告が必要となりました。
- ・ 買取・解約・償還の損益や上場株式等の譲渡益との通算が可能になりました。

*上記内容は、2009年1月以降の解約・償還時の利益に対する2010年以降の確定申告に関するお知らせです。

*年収2,000万円以下の給与所得者で、給与所得および退職所得以外の所得が上場株式等の売買益を含めて年間20万円以下の場合、確定申告は不要です。(ただし、給与を複数の会社から得ていないことが条件となります。)

公募株式投資信託の収益分配金は、確定申告により総合課税と申告分離課税のどちらかを選択することもできるようになりました。

- ・ 2008年末までの公募株式投資信託の収益分配金のうち普通分配金は、配当所得として一律10%が源泉徴収され確定申告不要制度の対象でしたが、2009年の証券税制改正以降の普通分配金につきましては、原則として確定申告により総合課税と申告分離課税のどちらかを選択（※1）することもできるようになりました（※2）。

※1 分配金（上場株式の配当金を含む）の年間合計額によっては申告不要制度の対象となるケースもあります。

※2 2009年度の税制改正により変更となる可能性があります。

- ・ 2009年1月1日以後、公募株式投資信託の分配金については、金額の多少にかかわらず支払調書が税務署へ提出されます。

以上

【注意事項】

- ・ 掲載されている税制や情報については、万全を期しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではなく、また、最新のものではない可能性があります。今後、税制の改正などが行われた際には掲載されている内容が予告なく変更となる可能性があります。最新の情報については、国税庁、税務署などの関連情報をご確認ください。
- ・ 金融商品の取引や税務申告等の結果、税務以外に、社会保障制度における取扱いに影響が生じ、負担が増加する場合があります。詳細は、市区町村等にお問い合わせください。
- ・ 本資料の説明にかかわらず、お客さまの個別の状況に応じて取扱いが異なる場合があります。個別具体的なケースにかかる税務上の取扱い等につきましては、税理士・税務署等にご相談ください。

【本件のお問合せ窓口】

《フリーダイヤル》 0120-121-657（9:00-17:00 土日祝休）

オリックス信託銀行 ダイレクト投信デスク

《フリーダイヤル》 0120-098-104（9:00~17:00 土日祝休）